

# 図書館サービス，デジタル資料・情報，著作権

村上 泰子，北 克 一

Digital offerings from public libraries and the question of intellectual property, by MURAKAMI Yasuko, KITA Katsuchi

情報化社会，生涯学習時代といわれる今日，公立図書館サービスにおけるデジタル情報・資料の重要性が増している。本稿では図書館サービスとデジタル情報・資料について，著作権との関わりを考察する。

## 0 はじめに

日本の図書館における種々のサービスを著作権者との関係で見た場合，これらのサービスは従来，主として著作権法第31条「図書館等における複製」，37条「点字による複製等」，38条「営利を目的としない上映等」によって，著作権者の権利を制限することのできるケースとして認められ，サービス提供が可能となっていた。これは著作権法というものが，著作権者の権利を保護することを通して創作に対するインセンティブを高めると同時に，その流通を促進することによって文化の発展を図ることを意図したものであることから，文化の発展に対し寄与するところの大きいと見られる図書館等について，著作権者の権利制限が適当と判断されたことによる。

しかし，日本の著作権法第1条の「文化的所産の公平な利用」と「著作者の権利」のバランスは，“Fair Use”概念のような対等バランス関係になく，著作権者等の権利の制限は例外規定であり，限定列挙的に解する必要性があるという見解が一般的である<sup>1)2)</sup>。

一方，近年の情報発信のデジタル化と流通手段のネットワーク化の中で，著作者の権利についての再整理が世界的に実施されている。すなわち，従来と

異なり著作物が利用されるまでの全領域に著作権を拡張しようとする方向である。従来の媒体資料による著作物の流通においては，著作物の大量複製物（例えば，図書・雑誌）を公の物流経路（例えば，取次一書店）により頒布し，利用者がこれを入手して利用するという形態が一般的であった。著作権者から利用者までの各段階における対価支払いは市場の流通ルールとして定着していた。

こうした流通体制にあつては，著作権者は流通の入り口（例えば出版社との契約）さえコントロールすれば，物流経路という公領域や利用者の私領域をコントロールする必要性が乏しかった。

しかし，デジタル資料にあつては，容易にその複製物を作成し，大量に頒布できうることなど上記の前提をくつがえす状況が生じてきた<sup>3)</sup>。

こうした状況を受けて WIPO 著作権条約の締結においては，ネットワークによる情報伝送を念頭においた「公衆への伝達権」(Right of Communication to the Public) なる新たな権利が創設された<sup>4)</sup>。また，それに先立つ EU 指令においてはデータベース作成者への保護を強化する考え方が示された。日本においても WIPO 著作権条約を批准すべく著作権法改正が実施され，「公衆への送信」に関わる権利のもとに，従来の有線送信権および無線送信権が整理された。

公衆送信権は図書館によるインターネットを介したデジタル情報サービスとも関わりの深いものであるが，この権利に関しては権利制限条項が一切設け

1999年8月4日受理

むらかみ やすこ 梅花女子大学

きた かついち 大阪市立大学

January 2000

られていない。またデジタル化を従来の複製という概念でとらえたとき、第31条によっては図書館による資料のデジタル化には権利制限が及ばないという状況も見られる<sup>5)</sup>。

一方でデジタル資料・情報は図書館の中で確実に一定の位置を占めつつある。もちろん大学図書館や専門図書館ではそのペースは早いであろうし、いちがいに公立図書館といっても、都道府県立図書館や政令指定都市立の中央館と、小規模な分館や町村図書館などではデジタル資料に対する温度差は当然のことながら存在する。しかし全体としてみると、デジタル資料・情報は図書館サービスの重要な一部分になりつつあることは確かである。

本稿ではこうして図書館サービスを提供する上で重要な資料となりつつあるデジタル資料について、館種を公立図書館にしぼり、著作権との関わりについて考察する。

## 1 図書館資料としてのデジタル資料・情報

### 1.1 図書館資料とは

1998年9月、生涯学習審議会は答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」を提出した。この中で図書館資料について次のような記述がある<sup>6)</sup>。

近年の情報化の進展には目を見張るものがあり、社会のあらゆる領域に情報化が浸透しつつある。図書館についても、例えば、コンピュータネットワークを通じて、自宅にいながら図書館の提供する情報を得ることや、図書館において館の内外の様々な情報を得ることが可能になるなど、今後図書館の提供するサービスは多様化・高度化することが予想される。

一方、公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用についてはいかなる対価をも徴収してはならないと法定されているが、今後公立図書館が高度情報化時代に応じた多様かつ高度な図書館サービスを行っていくためには、電子情報等へのアクセスに係る経費の適切な負担の在り方の観点から、サービスを受ける者に一定の負担を求めることが必要となる可能性も予想される。

このようなことから、地方公共団体の自主的な判断の下、対価不徴収の原則を維持しつつ、

村上・北：図書館サービス、デジタル資料・情報、著作権

一定の場合に受益者の負担を求めることについて、その適否を検討する必要がある。

さらに生涯学習審議会社会教育分科審議会のもとに置かれた計画部会図書館専門委員会は、1998年10月27日に「図書館の情報化の必要性とその推進方策について―地域の情報化推進拠点として―(報告)」を提出した<sup>7)</sup>。

図書館法第17条は、「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定している。この対価不徴収は、図書館が地域住民の情報や知識の入手など最低限の文化的基盤を保障するという原則の尊重から来ているものである。

ここにいう「図書館資料」とは、図書館法第3条及び平成4年5月の生涯学習審議会図書館専門委員会報告「公立図書館の設置及び運営に関する基準について」などを勘案すれば、通常、図書館によって主体的に選択、収集、整理、保存され、地域住民の利用に供されている資料を指すと考えられる。したがって、図書館においてインターネットや商用オンラインデータベースといった外部の情報源へアクセスしてその情報を利用することは、図書館法第17条にいう「図書館資料の利用」には当たらないと考えるのが妥当である。(中略)公立図書館における新しい電子化情報サービスとの関係においては、図書館法第17条を上記の方向で解釈・運用していくことが適当である。

さてここでの「図書館資料」ということばが意味する範囲については、次の2通りの解釈が考えうる<sup>8)</sup>。

1) 図書館の管理権が及んでいるかどうか

2) 図書館の設置目的に照らして必要かどうか

1) の基準に照らせば図書館資料とは図書館が蔵書として所有権を有しているもの、及び契約によって図書館が管理権(使用权)を有しているものということになる。これをデジタル資料にあてはめると、前者は絵本や文庫本を電子化したCD-ROMに見られるように、購入した時点で完全に購入者に所有権が移転する「売り切り」型のものである。これらは従来の図書やビデオと同様、購入以後は亡失等により除籍されない限り永久に図書館の蔵書となる。

後者は同じCD-ROMであっても、目録や索引などのように1年毎にデータが追加されて新しい盤

と古い盤とを順次交換してゆくタイプのものである。これらは個別の契約により、次の2種に類別される。

a 所有権の移転を伴う更新契約

解約時点でのデータの所有権は図書館に帰属する。

b 契約中使用权に基づく更新契約

解約時点でデータを消去することが義務づけられている契約。

## 1.2 ネットワーク・アクセシブルな情報

一方、図書館側が単に閲覧、配送手段のみを提供しているものがある。DIALOG や JOIS といった有料データベースや、インターネット上の各種ホームページ等において提供されている情報源がこれに該当する。このことをいまま少し厳密に検討しておきたい。先に、「有料データベース」や「インターネット上の各種ホームページ等」という一般的・類型的表現を使用した。しかしこの表現では区分肢が交差しており、また包括的でもない。

a. 有料データベースという表現は、当該データベースの使用に対して定額制、従量制にかかわらず、何らかの課金が課されるデータベース・システムに対して使用される。また技術的には、利用者側において検索-検索結果集合の入手という Pull 型の情報提供システムである。

有料データベースには、DIALOG のような民間ディストリビュータによって提供されている商用データベースもあれば、NACSIS-IR のような公機関によって提供されている有料データベースもある。民間または公機関による提供有料データベースも、その個々のデータベースごとに詳細をみると、

a1. 外部データベース・ベンダーから契約によってデータベースを導入し、自らは検索・提供システムに実装しているディストリビュータの立場のもの

a2. 自らがデータベース・ベンダーをも兼ねているもの

がある。

また、電子ジャーナルの CD-ROM 頒布やネットワーク配信のように Push 型の情報頒布方式も存在する。

b. インターネットは TCP/IP 通信プロトコルをその基幹ネットワークとするネットワークのネットワークであり、情報通信基盤、方法である。ホームページは、このインターネット上の HTTP プロ

トコルによる情報提供の一つのキラー・アプリケーションであり、情報を蓄積・提供するアプリケーションには例えば FTP や NetNews のような他のプロトコルも存在する。

ホームページによる情報提供システムの中には、多数の無償の玉石混淆ページもあれば、有償システムも多くある。

以上の区分肢を明確にしておくことは、今後の図書館におけるデータベース利用契約体系のありかたを追求していく上で、留意を要すると思われる<sup>9)</sup>。ただし、本稿ではこれ以上は触れない<sup>10)</sup>。

先述の図書館法第2条にいう「図書館資料」は法律条文解釈の点からは、図書館の管理権のおよんでいるもののうち、所有権を有している範囲に限定されると解釈される。さらに、これにより除外された管理権のおよんでいる資料・データベースについても、その契約内容に鑑みて無償提供をし得る範囲の「図書館の提供する資料」の範囲に含めることができよう。ただし、これは法律論的な図書館法における図書館資料の無償提供原則によるのではなく、その設置自治体、設置図書館の経営的判断にその根拠をおくと考えられる。

## 1.3 図書館の提供すべきサービス

また、上述の「図書館の設置目的に照らして必要かどうか」という観点からの、各種外部データベースの導入と提供においては、提供側図書館の設置目的・運営指針、規模、提供トータル経費等の検討が必要である。例えば次のような事項は、明らかに図書館活動として課金の対象から除外されるべきであろう。

a. 国・都道府県・設置自治体行政情報の提供

b. ネットワーク情報源(有償・無償)体験・学習の図書館主催講習

c. 使用援助を伴う無償のインターネット上の情報源へのアクセス手段の提供

d. レファレンス・サービスに使用するツール

一方、提供側の図書館の提供経費の観点から考えると、デジタル資料・情報の対価についての積算基礎としては、ネットワークや機器類といったインフラの整備に関わる初期設備投資、ネットワークへの接続に関わる通信費用、そして利用されるコンテンツの利用料金、の3つが考えられる。このうち、初期設備投資については、図書館建築や書架等の備品と同じレベルで考えることができる。また通信費用

January 2000

については今後は専用線、CATV による接続等の普及やハードウェア料金の低額化によって早晚解決されるであろう<sup>11)</sup>。接続料金に関しても PPP の利用は過渡期の現象であり、プロバイダ接続費も固定料金へと移行していくと考えられる。さらに教育や図書館への低額料金制度導入も検討されるべきであるし、図書館界の専用線ネットワークの構築も実現していくことが必要である<sup>12)</sup>。

最終的に対価徴収を考える際に問題となるのはコンテンツの利用料金であり、コンテンツ利用料金は、著作者がその著作物を他者が利用するにあたって請求する対価である著作権料と、そのコンテンツを提供するベンダーがシステムやデータベースを維持するために必要となる料金を含む。

このコンテンツ利用料金について、個々の利用ごとに一定の課金をなさざるをえないとの立場が公共経済学的視点として提起されている<sup>13)</sup>。しかし、公共経済学的立場からいう公的セクターが関与すべきでない場合、すなわち市場経済が機能しているとは、パイレーツ最適性（資源配分の効率性）という意味であり、財・資源の平等性という視点は除外されている。この財・資源を地域コミュニティの構成員に対する公立図書館の各種サービスと置き換えたときに見えてくるのは何であろうか。

より根源的レベルにおいては、住民自治を生活権のレベルで保障する権利の根底としての「知る権利」の保障をどういう形で当該自治体が提供しようとしているかの基本に立ち戻る。さらに自治体内で公立図書館がどのような位置を占めており、将来構想において占めるべく活動をしているのか、その実体と構想の展開、実効性の問題と考えられる<sup>14)</sup>。

## 2 デジタル資料・情報と著作権

### 2.1 図書館サービスと著作権

著作者の権利には財産権としての著作権の他に人格権があるが、人格権については別途の機会とし、財産権としての著作権について取り上げる。

これまでの図書館サービスについて著作権との関係を見た場合、大きく問題として取り上げられてきたのは、ひとつは電子複写の問題であり、もうひとつはビデオの貸出および上映の問題であった。公立図書館の場合には、電子複写の問題よりもむしろビデオに関する著作権問題のほうが緊急の課題として取り上げられてきた。もちろんこれらの問題もまだ

村上・北：図書館サービス、デジタル資料・情報、著作権課題のテーブルについたばかりではあるが<sup>15)16)</sup>、ここにデジタル資料が登場して複製が格段に容易になり、ネットワークという配送手段によって多様な利用形態が生まれてくることにより、著作権者側にとって図書館における著作物の利用の問題はこれまで以上に大きな問題となっている。

例えば電子図書館構築時に問題となる資料のデジタル化について、著作権者を代表する立場からは次のような主張がなされてきた。それは、図書館での資料のデジタル化は「日本の産業全体のために、その土地をよこせ」「図書館は公益性が高いから、増築に当たり隣接する私有地を取り上げられるようにすべきだ」と言っているようなものであり、これは人権制限の拡大だ、という主張である。そして本来このような問題は民間レベルでの契約で解決すべきであって、法律で決めるべきことがらではない、というものである<sup>17)</sup>。この展開は、著作物の著作権を公共財として自由なデジタル化を主張する立場<sup>18)</sup>に対する反論と見られる。

しかしながらまずこの喩えは適切とはいえない。なぜなら土地という有体物の場合にはいったん収用されれば、もとの所有者は全く使用することができないが、著作物の場合にはもともとが複製物の利用であり、著作者がオリジナルの著作物を頒布する権利は著作者の手元に残っているからである。ただし著作者のみが頒布権を有していた場合に比べて、仮想される購入者層が狭められるという問題が生じ、著作権者の権利保護を目的とする著作権法の立場からは、容認し難いことになる。

また、公共財として自由なデジタル化の主張であるが、法理論的には、原理としての公共財の属性は任意の1の消費に対して、他者の消費を妨げないという原則である。情報の場合それが一見成立するように見えるのは、その性質上占有状態が生じない特性をもつからにすぎない。しかし、これをもって有体物における公共財の属性をそのまま敷衍することには無理があると考えられる。

さてこのような場合に、著作者の権利と利用者の権利の間のバランスをとる方法としては、法による方法と契約による方法が考えられる。契約によるものはさらに、権利者団体が利用者団体と契約交渉を行う方法と、市場の手にゆだねる方法とがある。権利者団体が利用者団体と契約交渉を行っている例としては、日本複写権センターと国立大学図書館協

議会との長年にわたる協議、日本ビデオ映像協会と日本図書館協会とのビデオ貸出および上映に関わる交渉、等を挙げることができる。

また市場の手にゆだねる方法というのは、著作者側が提示する条件に消費者側が承諾するのであれば利用し、そうでなければ利用しない、という個別の判断に任せる方法である<sup>19)</sup>。

著作者の権利と利用者の権利のバランスをとっていく上で、これら民間の契約にゆだねておくだけではうまく機能しない場合がある。そこにはやはり公的介入が必要な場合が存在するであろう。

通常公的なものが介入する分野には、防衛、外交、警察、消防などそもそも市場では供給できないものと、民間でも公的機関でも提供可能ではあるが、公的なものによって提供されることが望ましいと人々が考えているものがある。後者には、道路や景観の維持など空間の連続性が高く、個別に料金を徴収するよりも公的介入により全体として維持するほうがよいと判断されるもの、租税の徴収など何らかの判断基準に基づいて一国の単位で平準化を図ったほうがよいもの、インサイダー取引の禁止や不当競争の防止など放っておくと市場がゆがむ可能性のあるもの等、がある。

## 2.2 図書館サービスとデジタル資料・情報

図書館の設置・運営をこの観点から見た場合、情報の提供に対して一国の単位でサービスを平準化することが望ましい分野であると考えられる。これはいわば情報のユニバーサル・サービスの一翼であるが、図書館はこれまで媒体資料を前提として現物貸借や複写によって全体としての図書館ネットワークを通じて相互に補完し、このユニバーサル・サービスの実現を図ってきた。しかしデジタル資料・情報の場合には、数々の電子ジャーナルの仕組みを見ても、「モノ」を前提としていた相互貸借の考え方はもはや導入されていない。これは言うまでもなく、格段に容易になったダウンロードやコピーという手段によって、著作者の権利が極度におびやかされるという懸念からくるものである。

デジタル資料の利用に関する著作権者等への対価支払い方法として現在提案されている案には、

- a. 権利情報や権利の集中管理システム
- b. 補償金請求権
- c. 権利処理システム

などがあるが、これらの提案には問題点も数多く残

されている。例えば著作物の利用を電子的に追跡、管理しようとしたときに利用者側のプライバシーを保護する方策、情報選択手段の独占にかかわる問題、情報選択の際のブラウジングにまで課金されるおそれ<sup>20)</sup>、権利処理システムが寡占状態になることによる価格体系の硬直性<sup>21)</sup>などが、これまでに指摘されてきた。

このような状況下での図書館の役割としては、ひとつにはネットワーク上のコンテンツについてパブリック・ドメインに属するものを集積していくこと、そして自らが単独もしくはコンソーシアムでデジタル化した情報についてのメタ情報の組織化につとめることが挙げられるであろう。また流通面においても、図書館などの情報仲介者をはじめ検索エンジン提供者、リンク提供者等において、このパブリック・ドメインを確立することが肝要である。

公的にしか提供されえない純粋な公共サービスと考えられる部門が国防や警察等ごく一部でしかなく、それ以外の部門については基本的に民間でも公的機関でもいずれによっても提供可能であり、それが公的機関によって提供されるか否かは国によってもまた時代によっても異なる。そして全国鉄道や電話など従来公的機関によって維持されていた部門が民営化し、国立の博物館や美術館などが独立法人化することが検討されている昨今において、図書館の設置と運営を公的機関によって提供することが人々に選好される根拠を、住民自治論の中に図書館の役割を位置づけ、理論化する努力が必要と考える。

現在住民自治の観点から見て人々が必要としている情報は、これまで主として図書館が収集してきた刊行物、すなわち政策が決定された後の結果情報にとどまらず、政策決定プロセスにおける過程情報を含むことを強調したい。過程情報をこれまで収集・提供してきた結果情報とともに効果的に提供しているかどうか、「地域の情報拠点としての図書館」への一つの手がかりになるのではないだろうか。

一方、パブリック・ドメインに属さないものについては、著作権者に対して適切な著作権料の支払いを考慮すべきであろう。しかしそこには固定料金制の導入や E-Rate 運動の推進といった努力も忘れてはならない。ただし、図書館において展開されてきたはずのレファレンス・サービスの蓄積の実が問われるし、さらに図書館資料としての参考図書類を前提としたレファレンス・サービスから情報サービ

January 2000

スへの展開も同時に求められよう。

一方では、公立図書館として取扱うべき資料の範囲も検討する必要がある。MEDLINE や CAS のような有料のデータベースをすべての公共図書館で提供することは非現実的であろうし、現在は図書館の数がまだ少なく、図書館の開館時間が短いことなどを背景にバランスを保っていると見られる民間レンタル店との関係をふまえて、音楽 CD、ビデオ等の貸出についても配慮が必要と考えられる。

### 3 さいごに

図書館は著作者と利用者をつなぐ存在として、利用者に対して広く資料を活用してもらう手段を提供し、そのことによって著作者の思想やアイデアを広く普及させることに貢献してきた。そしてこれまで図書館が収集してきた資料の多くを生産していた文筆業に関わる著作者たちは、かれら自身も図書館のヘビーユーザーであることが多かったため、著作者の権利制限とのバランスが比較的うまくとれていたものと考えられる。

しかし図書館の収集する媒体が多様化する中でこのバランスが崩れはじめている。米国ではすでに1980年代から閉鎖的パイロットプロジェクトではあるが、ネットワークを利用した図書館資料の提供の仕組みを考える TULIP のような実験の場ももたれていた<sup>22)</sup>。しかし日本においては多くはいまだ図書館対著作者の個別交渉によっている。日々の業務を進めていく上で個別交渉は必要であるが、それだけでは限界がある。長期的な視野に立ち、複数の図書館と出版者、著作者、利用者等が、相互にバランスのとれた仕組みを提供していくための試みを積極的に、そして継続的に重ねていく必要に迫られている。

本稿がこうしたことへの小さなきっかけとなれば幸いである。なお、本文および引用中において、敬称を略させていただいた。記して謝したい。

### 注および引用文献

1) これについての立法趣旨は、「衆議院文教委員会議録21号 昭和44年6月6日11頁」による。

また、例えば次を参照のこと。

加戸守行『著作権法逐条講義 改訂新版』著作権情報センター, 1994, pp.178-180.

さらに例えば藤本英介の次の見解もある。

村上・北：図書館サービス、デジタル資料・情報、著作権

所有権の制限規定たる相隣関係の諸規定（民法 209ないし238条）は、立法当時、例外規定で限定列挙的に解すべきとされながら、社会情勢の変化により判例により類推適用されるようになった。著作権の制限諸規定もネットワーク環境へ適合させるため少なくとも類推適用は許されると考えたい。（藤本英介「ネットワーク環境と著作権」所収：インターネット弁護士協議会編著『インターネット法学会内—電脳フロンティアの道しるべ—』日本評論社, 1998, p.225）

2) 欧米においては図書館や教育機関における著作物の利用はフェアユース（公正使用）、すなわち利用者側の権利としてより積極的に位置づけられている。

例えば米国連邦著作権法では、107条にこの一般原則が明記されている。公正使用は著作権侵害にならないとする原則で a. 利用の目的と性質 b. 利用された著作物の性質 c. 著作物の中で利用された原著物の部分の量と重要性 d. その利用が著作物の潜在的市場に与えた影響、等を基本として公正使用の範囲かどうかを司法の場において判断する中心概念である。日本の著作権法に対応させれば、第30条（私的利用のための複製）のほか、第31条（図書館）、第32条（引用）、第35条（教育）までも含む抽象概念である。判例法主義と実定法主義の違いが根底にある。

U.S. Copyright Office. *U.S. Copyright Law* [online]. 1999. 6. 5 [cited1999-7-20] <URL: <http://www.loc.gov/copyright/title17/>>

US Patent and Trademark Office. *Final Report to the Commissioner on the Conclusion of the Conference on Fair Use* [online]. 1998. 11. 24 [cited1999-7-20] <URL: <http://www.uspto.gov/web/offices/dcom/olia/confu/confurep.htm>>

3) これ以外に、従来の媒体型資料と異なりデジタル資料においては、著作物の流通の単位（情報の粒度）が任意の小さな単位として流通可能なことや、同一性保持権の課題なども指摘されている。後者については拙著以下を参照のこと。

北克一・村上泰子「著作権と図書館サービス—マルチメディアサービスをめぐって—」『図書館界』48(6): 1997. 3, pp.517-523.

4) 有線または無線の方法による著作物の公衆への伝達を許諾する権利で、著作物を公衆に利用可能な状態にすることを含む。

文化庁国際著作権室「WIPO 新条約について」『コピーライト』37(430): 1997. 1, pp.2-24.

5) 著作権法第31条において、公共図書館その他の図書館等において著作権者の許諾を得ることなく複製が可能なケースとして、単純化していえば以下の3つの場合が規定されている。

- a) 利用者の求めに応じる場合
- b) 自館資料の保存の必要がある場合
- c) 他の図書館の求めに応じる場合

特に b) については「図書館資料の保存のため必要がある場合」とあるのみで、図書館資料を用いること、営利を目的としないこと、の条件を満たせば、媒体その他については特に細かな条件は付与されていない。ただし法の精神に照らした解釈により、「必要」があるかどうかという点については、たとえば他の方法で代替資料が購入可能な場合（たとえば古書店で購入できる、マイクロ資料として販売されているなど）にはたとえそれが高価であっても、自館での複製は認められていない。また自館でマイクロ資料化する場合には、原資料を廃棄することが原則と解釈されるのが通例である。また部数については1部と考えられている。これらはデジタル化においても同様であろう。しかしながらデジタル情報の保存は、媒体の劣化、磁気情報の破損などさまざまな問題が指摘されており、その性質上バックアップコピーを作成しておくことが必要となる。しかし、現行の法31条における複製は、2部以上の複製を認めていない。

ちなみに、米国 NII タスクフォース (IITF) の知的財産権ワーキンググループが、1995年9月5日付で発表した最終報告書（ホワイトペーパー）では、図書館における複製をデジタル手段による場合は、利用用に1部、保存用に2部を認めるように提案している。

*Intellectual Property and the National Information Infrastructure: The Report of the Working Group on Intellectual Property Rights* [online]. 1995.11.15 [cited 1999-7-20] <URL: <http://www.uspto.gov/web/offices/com/doc/ipnii/index.html>>

- 6) 「社会の変化に対応した社会教育行政の在り方について」 [オンライン] 1998. 9 [引用1999-7-20] <URL: <http://www.monbu.go.jp/singi/syogai/00000217/>>
- 7) 「図書館の情報化の必要性和その推進方策について—地域の情報化推進拠点として— (報告)」 [オンライン] 1998.10 [引用1999-7-20] <URL: <http://www.monbu.go.jp/singi/syogai/00000227/>>
- 8) 糸賀雅児は、前掲の図書館専門委員会報告に関連して、「『図書館資料』と『費用負担』のあり方をめぐって—図書館専門委員として考える—」(『図書館雑誌』93(6):1999. 6, pp.474-476.)において、〈法律論〉の観点から「『図書館資料』とは、図書館によって主体的に選択、整理、提供、保存される資料をいう」と、限定している。

この糸賀論は本稿の「1) 図書館の管理権がおよんでいるかどうか」をより限定的に規定した見解である。また、氏は本稿の「2) 図書館の設置目的に照らして必要かどうか」をもって、図書館の取扱うべき資料 → 図書館資料 → 無料原則の対象、という考え方を「従来からの〈運動論〉だけで無料原則を守ろうとして良いのだろうか」と疑問を呈している。稿を改めて検討したい。

また、図書館資料の定義については、葉袋秀樹も同様の

立場から「報告」は、外部情報源が図書館法の『図書館資料』の規定に該当するかどうかを論じているのであり、図書館で提供すべき資料や情報の概念を論じているのではない」と述べている。(「公立図書館における電子情報の導入に関する論議について」『図書館雑誌』93(6):1999. 6, pp.468-469)

- 9) 何のどのような性質の経費に対して、なぜ課金をしなければならないかの明確な根拠を、運営者側の図書館には、課金体系の明示と共に利用者に示す責任がある。
- 10) これ以外に、日本では国立国会図書館法第21条3項や国有財産法、財政法による制約があり、国家機関（例えば、国立国会図書館やNACSIS）によって作成されたデータベース提供に課題を抱えている。
- 11) 『日本経済新聞』1999年7月10日朝刊に次の記事がある。「通信の大容量化 米で活発—ネット接続、「低額・定額」時代へ」

ベル・アトランティックのDSL サービスは月額三十九・九五ドルで六百四十キロビットの高速を実現する。ケーブル会社のサービスはさらに割安で、電話接続より約五十倍早い三メガ（一メガは百万ビット）で月額四十ドル程度。

いずれも、いくら使っても料金は同じという定額制を採用し、ユーザは時間の制約を気にしなくていい。常に接続した状態で使い続けられる「オールウエイズ・オン」状態も魅力だ。

- 12) 初等中等教育課程の学校構成員を收容する ed.jp ドメインの新設決定や全国図書館を收容する lib.jp 構想などがある。このような動きはドメイン名登録申請の増加が予想されることが一つの背景にはなっているが、それ以上にドメイン名を共有することによって、たとえばこれらの機関に対して特別の料金体系を適用する際などにも、ドメイン名を手がかりにひとつの大きなグループとして扱うことのできるメリットは大きいと考えられる。
- 13) 糸賀雅児「図書館専門委員会『報告』の趣旨と〈無料原則〉」『図書館雑誌』92(12):1998.12, pp.1097-1099. 糸賀雅児「『図書館資料』と『費用負担』のあり方をめぐって—図書館専門委員として考える—」『図書館雑誌』93(6):1999. 6, pp.474-476. 糸賀雅児「図書館における課金方式の準拠枠」『第46回日本図書館情報学会研究大会発表要項』など。
- 14) 図書館法第18条（公立図書館の基準）に基づく「望ましい基準」、1992年6月文部省生涯学習局長通知『公立図書館の設置及び運営に関する基準について (報告)』、国のナショナル・ミニマムと地方公共団体の「自主的な判断 (シビル・ミニマム)」、情報化時代におけるユニバーサル・サービスに占める図書館サービスの位置と役割など、多くのことを広く図書館界を越えて理解を得る努力が求められる。
- 15) 「日本図書館協会と日本映像ソフト協会映画上映会に関して『了解事項』に調印」『図書館雑誌』92(8):1998. 8, p.601

January 2000

なお、この「了解事項」の背景、さらに DVD 資料をめぐる動向などは次の資料が参考になる。

- 「特集／第1回 JLA 視聴覚資料研究会の記録」所収：『図書館と映像資料』1／創刊号、日本図書館協会、1999. 5.
- 16) デジタル方式の録画装置（「DVCR」、 「D-VHS」方式機器）を用いて私的録画に対して著作権者を保護するために新しい保証金制度が1999年7月1日から導入された。
- 17) 岡本薫「電子図書館はどこまで『人権抑圧』すべきか？」『大学図書館研究』52：1997.12, pp. 1-3.  
岡本薫「電子図書館と著作権」『情報管理』42(1)：1999. 4, pp.18-31.
- 18) 例えば「現実的な未来のデジタル社会を想定するとともに、他方その基盤が置き換わるような激しい未来にも目をむけておく必要がある」という観点からではあるが、次のような意見がある。  
コンピュータやネットワーク上での複製という概念を現行法にあてはめ制限を加えることは、その存在自体を危うくする。いわば、息をする空気に税金や権利関係を持ち込むような趣すらある。(中略) 将来の著作権とはそれを作った人の名誉権であり、対価はなく尊重されるだけのものはなはだ文化的なものとする。(電子図書館研究会専門部会『電子図書館時代へ向けての大規模図書館の未来像』6.1.5 谷口敏夫「著作物の流通機構と違法コピーという考え方」関西文化学術研究都市推進機構、1994, pp.80-81.)  
IETF (インターネット・エンジニアリング・タスクフォース) の「インターネット標準プロセス」を連想させる内容である。  
Internet Engineering Task Force, "IETF Home Page" [online]. [cited1999-7-20] <URL: http://www.ietf.org/>

村上・北：図書館サービス、デジタル資料・情報、著作権

- 19) コンピュータソフトなどを中心に、消費者が商品の封を開けると自動的に条件を承諾したことになるシュリンクラップ方式が広く用いられているが、消費者にそのことが必ずしも浸透していないこと、条件の記述がわかりにくいことなどの問題が指摘されている。また購入後のクーリング期間も必要と考えられるが、有体物でないモノの返品をどのように処理するのか処理技術の面にも問題が残る。  
山本隆司「講演録／シュリンクラップ契約の問題点」『コピーライト』37(438)：1997. 9, pp. 2-16.
- 20) 例えば、凸版印刷が推進している「コンテンツパラダイス」では、PDF フォーマットのサンプル版が「立ち読み」用にダウンロードできる。  
凸版「Contents Paradise」[オンライン] [引用 1999-7-20] <URL: http://conpara.topica.ne.jp/>
- 21) 1999年7月5日、文化庁著作権審議会専門委員会は、著作権者の委託を受けて集中管理団体が独占的に使用料の徴収を行う現行制度に換えて、許可制を登録制に改める中間報告をまとめた。(『日本経済新聞』1999年7月6日朝刊) なお全文は以下に掲載されている。  
「著作権審議会権利の集中管理小委員会専門部会中間まとめ」1999. 7 [オンライン] [引用1999-7-20] <URL: http://www.monbu.go.jp/singi/chosaku/00000260/>
- 22) Karen Hunter, et.al "TULIP final report" Elsevier Science, 1996, 368p.  
なお邦訳が以下に掲載されている。  
カレン・ハンター他著、細野公男監訳「The University Licensing Program (TULIP) プロジェクト最終報告書(1)-(7)」『情報の科学と技術』47(5), (7), (9), (11), 48(1), (2), (3), (4)：1997. 9-1998. 4.  
次の稿もある。  
小野田迅児「電子図書館とエルゼビアサイエンス」『医学図書館』44(1)：1997. 4, pp.70-76.

『パブリック・ライブラリーの成立』と並ぶ、アメリカ図書館史研究に必須の2著作

**文化の使徒**

公立図書館・女性・アメリカ社会 1876-1920年

ディー＝ギャリソン著 田口瑛子訳 1996. 1 433p 22cm 定価7,000円 (税込み)

**民主主義と図書館**

シドニー・ディツィオン著

川崎良孝・高島涼子・森耕一 共訳 1994. 2 271p 22cm 定価3,500円 (税込み)

お申し込み・お問い合わせは・・・

**日本図書館研究会事務局**

〒531-0072 大阪市北区豊崎3-8-5-108

TEL&amp;FAX06-6371-8739 電話受付時間 月曜・木曜13:00~17:00

Eメール CZS04500@nifty.ne.jp 郵便振替口座 00910-0-57558